

「福島県過疎地域持続的発展方針」の概要

令和7年11月
地域振興課

基本的事項

○方針策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、県における過疎地域の持続的発展に関する基本的事項として、また、過疎市町村の持続的発展計画の指針として定めるもの。

○方針の期間

令和8～12年度までの5年間

○現状と課題

- ・地域の担い手不足
- ・集落機能の低下
- ・雇用の場の不足
- ・生活交通の維持・確保
- ・医療の確保が困難 等

過疎地域の持続的発展の支援
に関する特別措置法

県過疎地域持続的発展方針
(法第7条)

市町村過疎計画
(法第8条)

県過疎計画
(法第9条)

(過疎戦略)

基本的方向

■基本目標

「持続可能な里・山（さと・やま）社会の実現」～誇れる里・山を連携・共創により未来につなぐ～

■施策の方向

- 1 人と地域 — 過疎地域に人の流れを呼び込み、愛着や誇りを醸成する地域づくりに取り組む
- 2 しごと(雇用・経済) — 地域特性をいかした産業などの振興や、担い手の確保・育成、新たな技術を活用したしごとづくりを支援する
- 3 暮らし(生活環境) — 安全・安心が確保され、快適に暮らせる生活環境をつくる

(過疎方針)

推進施策（法第7条第2項）

- 1 基本的な事項
過疎地域の現状と課題 等
- 2 移住・定住の推進、地域間交流の促進、人材の育成
移住・定住の推進、地域間交流の促進、
地域を担う人材の確保・育成 等
- 3 産業の振興
情報通信・医療介護福祉・地域産業などの推進
安定的な雇用機会の拡充 等
- 4 地域における情報化
情報通信基盤の整備、情報通信技術の活用 等
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進
生活交通の確保対策、
新たな技術を活用した交通の導入 等
- 6 生活環境の整備
生活環境の維持・保全、消防救急体制の整備、
自然環境の保全、荒廃農地の発生防止 等
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上
及び増進
子育て環境の充実、地域包括ケアシステムの
構築、健康づくり、生きがいくりの推進 等
- 8 医療の確保
地域医療の維持、医療人材の確保 等
- 9 教育の振興
教育環境の充実、集会/体育/社会教育施設等の
整備 等
- 10 集落の整備
集落機能の維持・活性化、集落の再編 等
- 11 地域文化の振興等
地域文化の振興、関連施設の整備 等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
再生可能エネルギーの利活用、
再生可能エネルギー利用施設等の整備 等
- 13 その他
過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び
地域資源等を活用した地域活力の向上に
資する取組の支援 等

【方針改定のポイント】

多様な主体による地域づくり活動への参加促進に加え、「複数集落のネットワーク化や地域運営組織の形成促進」を追記。

※過疎対策における基本的方向は従来のとおり。